



児童手当を受給している皆さんへ 現況の手続きが必要な人はご注意ください

児童手当現況届の提出が必要な人には、6月中旬に案内文書を郵送します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。
※提出しないと6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

▼現況届の提出が必要な人

- ① 里親
- ② 児童と同居していない人
- ③ 配偶者と離婚協議中で、児童と同居しているために受給者として認定を受けた人
- ④ 無戸籍の児童を養育している人
- ⑤ 町が現況届の提出が必要と判断

した人

- 左のような変更があれば届け出を
① 町外に住民票がある児童や配偶者の住所・氏名に変更があった場合
- ② 受給者が結婚または離婚をした場合
- ③ 離婚協議中に受給者の認定を受け、その後、離婚が成立した場合
- ④ 受給者の健康保険の区分が変わった場合(被用者・非被用者の区分が変わった場合) ※3歳未満の児童を養育している場合のみ

問 子育て支援課児童福祉係

☎ 985-4114

第76回 社会を明るくする運動松前町大会

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。

▼日時

7月7日(火) 15時～

▼場所

文化センター広域学習ホール
※記念講演の講師や内容などは、決まり次第町ホームページでお知らせします。

問 福祉課地域福祉係

☎ 985-4232

医療費助成の更新

●ひとり親家庭医療費(申請での更新)
●重度心身障がい者医療費(自動更新)

現在の受給者証の有効期限は6月30日(火)です。左の要領で、受給者証の更新を行います。

【ひとり親家庭医療費助成】

更新には手続きが必要です。5月上旬に発送した案内文書を確認し、忘れずに手続きをしてください。前年の所得に対して所得税が課税されている場合は、7月1日以降の受給資格が認められない場合がありますのでご了承ください。
※所得更正により、年度途中で該当年度をさかのぼって資格喪失と

問 福祉課障がい福祉係

☎ 985-4112

【重度心身障がい者医療費助成】

更新の手続きは必要ありません。新しい受給者証を6月中旬ごろに送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

問 子育て支援課児童福祉係

☎ 985-4114

毎月19日は食育の日 6月は食育月間です

食をとりまく社会環境が大きく変化する中で、食べることによって心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切です。そのためには、

- ① 毎日朝食を食べましょう。
- ② 食事を楽しみましょう。

③ 食卓に松前産を取り入れていきましょう。

そして、いつでもどこでも「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつを一人一人が感謝の気持ちを込めて行いましょう。

問 健康課健康増進係

☎ 985-4118

75歳以上の皆さんへ 歯科口腔健診を受けましょう

訪問健診も実施中、相談してね!



お口の健康は、おいしい食事はもちろんのこと、全身の健康につながります。この機会にぜひ歯科口腔健診を受診しましょう。

▼対象者 愛媛県後期高齢者医療保険に加入している人
※6カ月以上入院している人、障がい者支援施設・のぞみの園の設置する施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護保険施設に住所(居)している人、歯科治療中の人は対象外

▼費用 無料(年度で1回限り)

▼期間 6月1日(月)～令和9年2月28日(日)
▼受診方法 電話か窓口で申し込みをしてください。確認後、クーポン券、受診票などを送ります。その後、希望する登録歯科医院に予約をして受診してください。

▼申込先・問い合わせ
愛媛県後期高齢者医療広域連合
☎911-7739
健康課健康増進係
☎985-4118

こころの健康相談(個別相談)を開催します

不安や悩みを1対1で臨床心理士、精神科医や社会福祉士に相談できます。本人だけでなく家族も相談できます。ぜひ気軽に利用してください。

▼日時(1回1時間程度で予約制)
①6月5日(金) ①13時30分
②14時30分 ③15時30分
②6月15日(月) ①13時 ②14時
③15時
③6月30日(火) ①9時 ②10時 ③11時

▼相談員 ①社会福祉士 ②・③臨床心理士
▼場所 福祉センター
※そのほかの日程や詳細は、令和8年度松前町こころのカレンダーや広報まさきで確認を。

▼予約方法 電話か、下のQRコードから予約する
▼申込先・問い合わせ 健康課健康増進係
☎985-4118



成年後見制度を学ぶ住民目線で活動を 市民後見人入門講座を開催します

成年後見制度について基礎的な知識を学び、住民目線で活動を行う市民後見人を養成します。将来のため、自己研鑽のため、成年後見制度について知りたい人の参加も可能です。

▼日時 7月2日(木)、16日(木) 18時30分～20時45分
▼場所 庁舎2階 大会議室(西)
▼対象 町内在住・在勤の18歳以上の人
▼内容 会場研修2日間・オンデマンド研修4科目

※詳細は左のQRコードから確認してください。
▼定員 10人程度
▼費用 無料
▼申し込み方法 電話か下のQRコードから申し込み
▼締め切り 6月30日(火)
▼申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係
☎985-4205



先輩保護者と子育ての悩みを話してみませんか ペアレント・メンターCafeを開催します

お子さんのことをペアレント・メンターに相談しませんか。秘密は守りますので、安心してご相談ください。

◎ペアレント・メンターとは
発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。同じような子どもを持つ親に対して、悩みを聞いて共感したり、情報提供を行ったりします。

▼場所 北公民館1階 和室
▼対象 発達障がい(診断を受けていない場合も含む)のある子どもの親 ※子ども年齢制限はありません。
▼内容 グループ相談会
▼定員 5人
▼費用 無料
▼申し込み方法 電話で申し込み
▼締め切り 6月17日(水)
▼申込先・問い合わせ 福祉課障がい福祉係
☎985-4112

95歳で当たり前に歩いて楽しむ人生を さこうまさきはる 酒向正春先生基調講演

「筋肉革命95」の著者であり、長嶋茂雄さんを回復に導いたりハビリの名医・酒向正春院長の講演です。

人生100年時代、「95歳まで介護を必要とせず、当たり前に歩いて楽しむ人生」を送るためには自立した生き方ができる健康寿命を延ばすことが重要になってきます。そのためには、筋肉、骨、脳が密接に関係しているといわれています。筋肉だけでなく脳や内臓への包括的な効果で健康寿命を20歳延ばすためのサコメソッドを学びましょう。



医療法人社団健国会 ねりま健国会病院 院長
医療法人社団健国会 ライフサポートねりま 管理者



▼日時 7月23日(木) 14時～16時
▼場所 文化センター・広域学習ホール
▼定員 650人(無料)
▼締め切り 7月17日(金)
▼申し込み方法 電話か上のQRコードから申し込み
▼申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係 ☎985-4205

令和15年度稼働予定 松山市新南クリーンセンター整備にご協力を

松山市新南クリーンセンターへの建て替え整備を環境保全の観点から、より適正に配慮したものとすため、環境影響評価の手続を進めています。同施設から半径2.5キロメートル圏内に位置する松前町は評価対象地域に含まれています。そのため、環境保全対策の検討結果を取りまとめた準備書について、縦覧や意見募集と説明会を開催します。

【住民説明会】(申し込み不要)
▼日時 ※内容は全て同じ
①6月7日(日) 14時～15時
②6月9日(火) 19時～20時
③6月7日(日) 10時～11時
④6月8日(月) 19時～20時
▼場所
①・②松前総合文化センター3階 視聴覚学習室
③・④松山市南クリーンセンター管理棟3階 大会議室

施設整備に関する詳細は、松山市ホームページ(下のQRコード)を確認してください。



【縦覧】
▼期間 6月22日(月)までの8時30分～17時
※土・日曜日、祝日を除く
▼場所
・町民課生活環境係
・松山市南クリーンセンター管理棟2階(松山市市坪西町1000番地1)
・県庁環境・ゼロカーボン推進課(第二別館5階)
・松山市清掃施設課(別館4階)
【意見募集】
▼期間 7月7日(火)まで
▼提出方法 松山市清掃施設課へメール、郵送など

☎松山市清掃施設課 948-6901
〒790-8571
松山市二番町四丁目7番地2
☒seisousetu@city.natsuyama.ehime.jp
町民課生活環境係 ☎985-4117

プラス400円の付加年金制度 国民年金を増やしませんか

農業や自営業などの国民年金第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者は、月額1万7920円の保険料に400円の付加保険料を追加して納付すると、将来受け取る年金額を増やすことができます。

▼**受給額(年額)**
200円×付加保険料を納付した月数分が毎年上乗せされます。
▼**2年以上でお得**
付加年金制度は、2年以上受給すると支払った額以上の付加年金

が受給できてお得です。ただし、国民年金基金加入者や会社員の妻などの第3号被保険者は納付することができません。
▼**申し込み方法**
年金手帳や基礎年金番号通知書から個人番号が分かるものを持参して手続きをしてください。

▼**申込先・問い合わせ**
松山西年金事務所
☎925-5105
町民課住民係
☎985-4106

インターネットでの回答にご協力ください 経済センサス―活動調査実施中

6月1日を基準日として、全国全ての事業所と企業を対象に「経済センサス―活動調査」を行っています。この調査は、事業内容、売上・費用、設備投資など企業の経済活動を調査します。回答は、政策決定や経営計画の参考資料として、私たちの生活をより良くするために活用します。

ありません。

全国すべての事業所・企業が対象です。
経済センサス 活動調査
令和8年6月1日
※農業者、経済産業者、製造業、建設業、卸売業からののお知らせです。

町民課デジタル推進係
☎985-4101
調査全般について
☎0120-138-102
インターネット回答について
☎0120-319-502

納め方を確認しましょう 町民税の納税方法をお知らせします

▼**給与からの特別徴収**
事業主が従業員の町民税を毎月の給与から天引きして納めます。
【対象者】前年中と4月1日に給与の支払いを受けた人
【税額】給与支払者を通じ、特別徴収税額通知書で5月にお知らせ
▼**年金からの特別徴収**
公的年金支払者が受給者の町民税を年金から天引きして納めます。
【対象者】前年中と4月1日に公的年金などの支払いを受けた65歳以

上の人(昭和35年4月3日~36年4月2日生まれ)の人は10月支払い分から天引き
【税額】納税通知書で6月にお知らせ
▼**普通徴収(納付書か口座振替)**
特別徴収以外の人が、町から送付する納付書か口座振替により年4回で納めます。
【税額】納税通知書で6月にお知らせ
※収入の種類により、複数の納税方法が併用されます。
☎ 985-4110
町民課課税係

たいせつな 水道守ろう 未来へと

6月1日~7日 水道週間

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。



水を大切に

- 歯磨き** 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルで済みます。
- お風呂** シャワーを1分間出しっぱなしにすると、10~12リットルの水を使います。小まめに止めるなど、無駄遣いしないようにしましょう。
- 洗濯** お風呂の残り湯を使いましょ。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、水まきにも利用できます。
- 洗車** ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルで済みます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。下のように調べてみましょう。

- ①家の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回っていないか確認。少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。

パイロット



※ 宅内の漏水修理は個人負担となりますので、町指定給水装置工事業者が修理センター(☎984-6569)へ直接依頼してください。その他、不明な点はお問い合わせください。

☎ 上下水道課業務係 ☎985-4126

固定資産の現地調査にご協力を

町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っている。現地調査とは、町内の土地の状況(田、畑、宅地、雑地など)や家屋の状況(新築、増築、取り壊しなど)を調査することです。調査を行う町の職員が、使用状況などを質問することもあります。ご協力をお願いします。



- 左のような変更があればご連絡を**
- ①土地の使用状況を変更した場合
- ②家屋を新築・増築・取り壊した場合(年内に松山地方事務局で登記を行う場合は必要ありません)
- ③家屋の用途を変更した場合(店舗から住宅に変更した場合など)
- ④災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合

☎ 985-4111
町民課課税係

Biz Guide Masaki

まさきの旬なビジネス情報をお届け



Biz Guide Masaki

☎ 産業課商工振興係 ☎985-4120

町内企業の変革を1冊に! 「DX 支援事例集」が完成

町では、町内事業者の皆さんの業務改善や生産性向上を支援する「DX アクセラレータプログラム」を実施しています。

令和7年度に本プログラムへ参加した9事業者の変化と成果をまとめた「支援事例集」が完成しました。本事例集では、IT ツールや AI を活用して「現場のストレス」を解消した地元企業の生の声を紹介しています。

- 掲載事例の一部を紹介**
【教育コストを約67%削減】
AI で商談を資産化し、新人教育を3カ月から1カ月へ短縮(建設業)。
【新規来店者数が4カ月で18倍に】
AI による口コミ対応の標準化で集客力が急増(美容室)。

「何から始めればいいのかわからない」と感じている事業者こそ、ぜひご覧ください。身近なツールの工夫で、組織が変わるヒントが詰まっています。事例集は右のQRコードからダウンロードできます。

町はこれからも、デジタル技術を武器に生産性向上や職場環境の改善に挑む事業者の皆さんを、継続的にサポートしていきます。



飼い主のいない猫ゼロを目指して！

クラウドファンディングにご協力を 松前町は TNR 活動を応援します！

飼い主のいない猫を減らす方法として、TNR 活動というものがあります。これは、捕獲器などで飼い主のいない猫を捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を行い、元の場所に戻す(Returen)ことで、その地域の飼い主のいない猫の増加を抑制するとともに、ふん尿被害や騒音などを減少させる活動です。

皆さんからの寄付は、捕獲器購入費や飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施した町民に対しての手術費用の一部補助に活用します。

※ 町内在住の人も寄付が可能で、税控除を受けることができます。

寄付の方法

スマートフォンなどでふるさとチョイス専用ページ(右のQRコード)へアクセスし、申し込む。

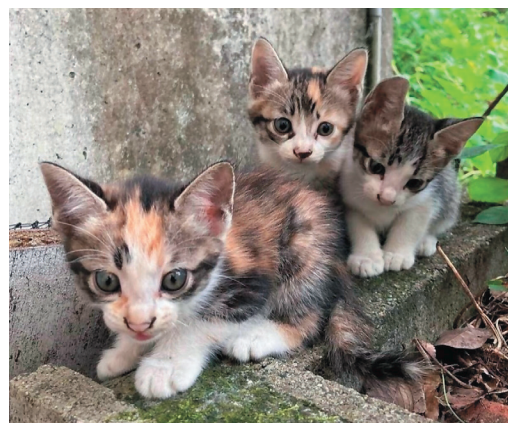


 募集期間

7月31日(金)まで

 目標金額

100万円



問 町民課生活環境係 ☎ 985-4117

松前の 防災力

危機管理課危機管理係
☎ 989-5103
FAX 984-6272

防災士とは



松前町 防災情報
町ホームページ



「防災士」は、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する資格です。「自助」「共助」「協働」を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための防災の意識・知識・技能を有する人材として認証された人です。

愛媛県では、平成23年度から防災士養成講座を実施しています。県民の防災に対する意識などの向上を図り、地域防災力の向上を目指すため、自主防災組織の中心的な役割を担う人材を養成しており、人口10万人あたりの防災士数が全国第1位となっています。(2026年3月末現在)

松前町でも、自主防災組織や教育委員会から6月30日(火)までに推薦を受けた人が、愛媛県防災士養成講座(毎年10月頃開催)を受講しています。

- 防災士の基本理念**
- 1 自助
自分の命は自分で守る。
 - 2 共助
地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐ。
 - 3 協働
住民、企業、自治体、防災機関などが協力して活動する。